

士業・コンサルタントのプロ専門家集団Jパートナーの専門家が、事業経営・資産管理・ライフプランなど、皆さまに役立つ情報を定期的に発信しています。
今回は谷澤佳彦税理士事務所の谷澤佳彦氏に「平成27年度税制改正大綱」について説明して頂きます。

テーマ

平成27年度 税制改正大綱

はじめに

年末に選挙が実施された関係で、例年より遅れ、昨年12月30日に新年度税制改正大綱が発表されました。改正趣旨は

- デフレ脱却と経済再生のため、成長志向に重点を置いた法人税改革
 - 高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化、結婚・子育て支援
 - 国の財政健全化
- です。

この中で主だったもので資産税関係を中心にみていきます。



1. 消費税

○税率アップ

先送りされていた消費税率アップですが、平成29年4月1日から10%となります。これに合わせた景気刺激策などが実施されます。

2. 資産税

○NISAの拡充

ジュニアNISAを創設、20歳未満の人の口座開設を可能とし、年間投資額80万円を上限とします。口座管理は親が行い、原則として18歳まで資金引出はできません。
また、既存のNISAの年間投資限度額100万円を120万円に引き上げます。
いずれも平成28年から適用開始です。

○直系尊属からの住宅資金

平成26年は非課税贈与限度額が500万円でしたが、これを平成27年は1000万円（一定の要件を満たす耐震住宅等は1500万円）に引き上げられます。

平成28年以降は限度額が順次引き下げられますが、消費税率10%となる平成28年10月から平成29年9月契約の住宅については2500万円（耐震住宅等は3000万円）となります。こちらもその後は限度額が順次引き下げられます。

○結婚子育て資金贈与特例創設

子や孫（20歳以上50歳未満）の結婚・出産・育児に関する資金の一括贈与につき、1000万円の非課税枠を創設します。

手続きは金融機関で行うことになります。

○教育資金贈与特例延長

平成26年末をもって終了する予定でしたが、5年間延長されます。

○事業継承にかかる贈与税の納税猶予摘要条件拡大

経営者が自社株を後継者に一括贈与した場合、発行済株式総数の2/3まで贈与税の納税が猶予されます。先代経営者が死亡した時、贈与税の納税猶予は免除となりますが、先代経営者が存命中に、更に次の後継者に株式を贈与すると、納税猶予が取り消され、円滑な事業継承が阻害されます。

これを解消すべく、納税猶予となっている株式を更に次の後継者に一括贈与すると、納税猶予となっていた贈与税は免除となります。そして新たに更なる次の後継者に贈与税が課されますが、これを納税猶予することができるようになります。

3. 納税環境設備

○財産債務調書制度創設

所得が2000万円を超えた年については財産債務明細書の提出が義務付けられています。
この書類を財産債務調書として制度改正、提出義務要件に年末財産3億円以上という基準を加えます。

以上、資産税を中心に見ましたが、法人税では国際的に高い税率を見直し、課税ベースの拡大がはかられます。所得税では住宅取得等特別控除が延長され、消費税率アップに対応して控除額が拡充されます。

**** 専門家プロフィール ****

谷澤佳彦税理士事務所 所長 谷澤佳彦氏

【経歴】和歌山大学経済学部卒業。イトーヨーカドー勤務等を経て、1993年税理士資格を取得し開業。
法人・個人事業の税務申告業務とともに、自身が医療法人出資持分相続で苦労したこともあり、相続税・事業承継対策が得意分野。三菱東京UFJ銀行、百五銀行等の取引先向け税務レポート等も監修している。

【事務所】 〒東京都文京区本郷 3-32-6 永巧ハイヴ本郷 801 号室
TEL : 03-5805-3875 FAX: 03-5805-3893

お客様のための本物の仕事を探求

Jパートナーは、中小企業・病医院の外部ブレーンとして税理士・弁護士・司法書士・社会保険労務士・弁理士・FPなど士業・コンサルタントと連携し新しい形態のコンサル業務を行うプロ専門家集団です。(現在連携する専門家パートナー26名) 設立して12年、600件以上のお客さまとお取り引きさせていただいております。

発行： プロ専門家集団 株式会社Jパートナー 代表 舌古孝之
〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5-16-17 花車ビル南館 9F

TEL 052-485-8271 FAX 052-485-8272
URL <http://www.j-partner.com>
Mail office@j-partner.com